

第 27 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

| | | | | | |
|---|----------------------|------|-------------|----|---------|
| 分科会 | A | 参加者数 | 12 名 | 会場 | オンライン開催 |
| テーマ | コーディネート基礎編－合理的配慮を考える | | | | |
| 司会 | 村田 淳（京都大学） | 記録 | 田中 康雅（佛教大学） | | |
| 記 録 | | | | | |
| <p><分科会の概要></p> <p>障害学生支援の根幹となる合理的配慮を判断する上での構成要素やプロセスなどをレクチャー及び Q&A 形式で整理するとともに、各大学の課題点及び取り組み状況を共有した。</p> <p><参加者></p> <p>10 大学より 12 名が参加した（内訳：国公立大学 2、私立大学 10）。</p> <p><内容></p> <p><u>1. 村田淳氏による合理的配慮に関するレクチャー</u></p> <p>話題提供『障害学生支援の最新動向－障害者差別解消法の改正等をふまえて』の内容を踏まえて、合理的配慮を判断する上での構成要素やプロセスについて以下の内容を講義形式でレクチャーを行った。</p> <p>○高等教育と合理的配慮の現在</p> <p>①障害者権利条約（国連）に基づく合理的配慮の定義の確認</p> <p>②合理的配慮とは何か（校正要素・プロセス）</p> <p>③合理的配慮の内容の決定の手順</p> <p><u>2. 各大学の課題点および取り組み状況の共有</u></p> <p>以下の内容について、Q&A 形式で整理するとともに、各大学の課題点及び取り組み状況を共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格・免許取得に係る実習における合理的配慮について ・教育の本質および専門職養成におけるテクニカルスタンダードについて ・各大学の組織的な支援体制について ・保護者への対応について ・根拠資料の提出のない学生への合理的配慮について ・サポート学生の養成・活用体制について ・視覚障がい学生への支援方法について ・留学における合理的配慮における主体・責任について <p style="text-align: right;">以上</p> | | | | | |

第 27 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

| | | | | | |
|-----|--------------------------------------|------|----------------------------------|----|---------|
| 分科会 | B | 参加者数 | 8名 | 会場 | オンライン開催 |
| テーマ | コーディネート応用編－合理的配慮の妥当性と根拠 | | | | |
| 司会 | 進行：梅本 直（京都外国語大学） 補佐：土橋 恵美子（同志社大学） | 記録 | 田中 和輝（大阪市立大学） 佐々木 あゆり（大阪市立大学） | | |

記 録

<分科会の概要>

コーディネート応用編【合理的配慮の妥当性とその根拠】

<参加者>

6大学より8名が参加した（内訳：国公立大学2、私立大学6）。

<内容>

事前にアンケートを取り、それに基づいて分科会を進行した。

【アンケート内容】

- ① 今年度の障害者差別解消法の改正によって何か変化が生じたか。
- ② 障がい学生への修学支援に関する合理的配慮において、難解さを感じた事例をご紹介ください。
- ③ 合理的配慮の根拠資料としてどのようなものを提示してもらっていますか？
また、提示されたものが根拠として弱い場合や妥当性が説明できない場合、どのように検討していますか？

最初に、アンケートを基に難解さを感じた事例とそれに対する対応について協議した。

各大学で共通していた対応に難解さのある事例は、以下の5事例が主なものだった。

- ① ニーズが上がってこない学生のキャッチアップ
- ② 合理的配慮と合理的配慮を逸脱した配慮の線引き
- ③ 学生・保護者共に「支援体制が生活全般ではなく、修学上の支援に特化されるものである」という高校までとの支援と大学での支援の違いを理解してもらうこと
- ④ 精神障がい学生への修学支援の根拠の妥当性について
- ⑤ 合理的配慮としてオンライン授業の受講を認めているか

これに対し、以下の4点を1つ1つ確認しながら対応すればよいのではないかと協議した。

- ① 合理的配慮を実施することで他の学生に多大な影響を及ぼさないか
- ② 本来の障がい学生支援業務に付随した支援を行っているか
- ③ 授業の本質や教育内容が変更されていないか
- ④ 大学や教員にとって過度な負担となっていないか

次に、合理的配慮の根拠について協議した。

各大学で共通していた根拠資料として取り扱えると示された書類は「診断書」「障害者手帳」であった。その他、大学によっては「医師の意見書」「心理検査」「高校からの引き継ぎ書」「臨床心理士等専門家からの意見書」を根拠資料として取り扱っていた。

ただし、診断書や障害者手帳以外の根拠資料を提示された際に、その妥当性について判断しかねることがあるという意見に対し同意する声が多数挙がった。

これらに対し、日本学生支援機構（JASSO）合理的配慮ハンドブックや東京大学 PHED が策定している「障害学生スタンダード」を分科会参加者で共有し、根拠に対する考え方について議論した。診断書が提出されなくても合理的配慮を提供できるという考え方を共有することができた。

また、大阪大学アクセシビリティ支援室が公開している「主治医意見書」を共有し、合理的配慮や支援内容の妥当性について医師からの見解を詳細に求めることも根拠資料として有意義かもしれないと幹事校から紹介した。

以上

第 27 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|------|-----|-------------------------------------|---------|
| 分科会 | C | 参加者数 | 8 名 | 会場 | オンライン開催 |
| テーマ | 支援体制のあり方を考えるー学内の部署間連携・マネジメントの視点をふまえて | | | | |
| 司会 | 川村 典子 (関西学院大学) | | 記録 | 寺西 章江 (大阪市立大学) 木下 雅美 (佛教大学) [発表] | |
| 記 録 | | | | | |
| <p><分科会の概要></p> <p>障がい学生支援の主体である体制・組織の成功事例や課題について事前に行った参加者アンケートを踏まえ、自己紹介、支援体制の紹介、各大学での課題について情報共有した。ハード・ソフトの両面から、部署間連携やマネジメントなどの視点を交えて、あるべき姿について意見交換を行った。</p> <p><参加者></p> <p>8 大学より 8 名が参加した (内訳：国公立大学 2、私立大学 6)。</p> <p><内容></p> <p>テーマにまつわる事例や課題に関する主な項目</p> <p>[障がい学生の情報をどう入手するか/守秘義務・情報管理について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試担当部署と連携し情報もらい、入学後各学科の学生担当と共に面談する。 ・入試課・キャリアセンターとの連携が重要 ・学生課の中の障がい学生支援室とメンタル・精神面で学生を支える健康管理センターは、どちらが窓口ということではなく、それぞれ困り事があればその都度窓口になって対応する。1 人の学生でも悩み事は刻々変化していく。 ・入学時にもらう個人情報のフォーマットに「学内で情報共有します」の一文を入れている。もちろん「～には共有しない」と線引きすることもあるが、本人は言うて欲しくないが教員には言うべきこともあるので、そうしている。 ・根拠書類が事務の目に入るのは良いのか、どこが書類を管理するのか、大学の方針として決定することが必要。 ・配慮されていることを知られたくない学生の場合、周囲の学生から教員に『なぜあの学生だけ特別扱いなのか』という問合せが教員に入ることがある。そういった場合にのみ特別な配慮があることを回答する可能性があることを事前に伝えておくとよい。 ・チェックシートを作成し、学生が知ってほしくない部署がある場合、事前に了解を得ている。 ・情報共有のところで、必要な情報が学生によって異なる。ケースが増えると、どこまで何を伝えるかが今後の課題。 <p>[教員間の温度差がある]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験値などにより、基本的な知識は教員によって異なり、対応に温度差がある。 ・教員の方もコロナ禍によって学生とのつながりが薄れ、学生をどう支援するかについて困っておられることが多いので、コンサルして欲しいと言われることがある。この機会を生かして連携できればよいと考えている。 | | | | | |

[オフィス・面談室など場所の問題]

- ・専用の面談室がないが、学生にとってはアクセスし易く、特別な感覚なく事務所に来てもらえると前向きにとらえている。
- ・専用の面談室がないので、個人情報保護の観点からも個室が要ると考える。

[キャリア支援・就労支援については外部機関との連携も重要]

- ・就労支援として労働局に雇用トータルサポーターが配置され始めた
- ・中小企業家同友会で有償のインターンシップを受けてもらい、地域に送り出している。

[社会資源の有効活用について]

- ・公的機関経由で出前講座に来てもらい、障害学生だけでなくグレーゾーンの学生にも自身で気づきをもってもらうきっかけにする。
- ・他大学から講師を招いて研修を行う、また学外の研修参加を奨励している。
(例：学外研修に参加した場合に、ポイントを付与する等)
- ・以前は期限付きで専門人材を直接雇用していたが、現在は社会福祉法人と業務委託契約を行い、専門人材を派遣してもらっている。修学支援担当のみならず、就労支援担当のコーディネーターもあり、幅広い情報や専門知識により、学生支援業務を支えていただいている。
- ・大学が公的機関と連携することで、学生に利用できる機関を知ってもらう→卒業後も自身で活用できる。外部からの刺激を意識して教員にもいい意味で危機感をもってもらう。

[連携して支えていく]

- ・良くも悪しくも学部が自主独立して対応してくれるが、学部や職員によって対応が異なることは、今後の課題である。
- ・学生相談においては、守秘義務の問題があるため、「そちらにかかっていますか」と、問い合わせが来た場合の対応は難しいが、「その場合は、こんな風に対応していただいたらいかがでしょうか」など、個別の事例に合わせて助言をすることができれば、他部署との良き連携によって、学生を支えていくことができるのではないだろうか。

以上のように情報交換することで、同じ課題・悩みを共有でき、また解決の糸口や気づきをそれぞれに得る良い機会となりました。今後も、分科会をきっかけに、必要に応じて、情報交換を行っていきたいですねということで、分科会を終えました。

第 27 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

| | | | | | |
|-----|-------------------------------|------|------|-------------------|---------|
| 分科会 | D | 参加者数 | 12 名 | 会場 | オンライン開催 |
| テーマ | 精神・発達障害の合理的配慮ーコロナ禍における影響をふまえて | | | | |
| 司会 | 西岡崇弘（関西学院大学） | | 記録 | 長ヶ原美帆（神戸松蔭女子学院大学） | |
| 記録 | 進士太志（京都女子大学） | | | | |

記 録

<分科会の概要>

コロナ禍において、精神・発達障害のある学生の状況やニーズは少なからず変化している。特に、対面授業からオンライン授業へ、そして、オンライン授業からそれをふまえた次のステージへという過程において、合理的配慮はどのように検討・実施される必要があるのか。本分科会では、このような課題についてディスカッションを行う機会とした。

<参加者>

12 大学より 12 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 11）。

<内容>

◆対面授業を回避するための配慮希望が増加している。各大学の傾向は。

- ・コロナ不安のオンライン希望の申請フォームがある。結果として申請数が非常に多くなってしまった。後期は、診断書等の提出を求めることも検討中。
- ・基礎疾患、罹患等による不安がある学生について診断書を求め対応する予定だったが、実情は申請ベースで対応せざるを得ない状況に。線引きが難しい。
- ・合理的配慮としてのオンライン対応ではなく、コロナ対応としての配慮としている現状。
- ・対面授業でないと授業の質が担保できないものもでてくる。（実習等）
- ・学ぶ場の提供と単位認定は切り分ける必要がある。
- ・今後は、オンラインがコロナ禍の代替手段ではなくスタンダードになる可能性も。
- ・パソコンリテラシーが低い学生（ADHD 等）が退学する事例も。
- ・大学としての方針が確立されていない課題。
- ・オンラインで課題が膨大。特に真面目な学生が精神的に追い込まれていくケースも。
- ・非対面で学生の困りごとが見えてこない。
- ・オンライン対応を合理的配慮の対象とするかについては、オンライン教材を担保することや、それぞれの大学の方針・特性、アドミッションポリシーなども考慮するべきである。

◆精神的な支援について、障がい学生支援部門がどこまで対応するか。

- ・学業がうまくいかずに精神的不調をきたすケースも多い。
- ・学生によって、支援室、相談室、健康管理センター等、それぞれ相性があり、合う場所もあれば合わない場所もある。
- ・先生が、支援部門か相談室どちらに促すべきか迷うことも。
- ・ひとまず一旦受けた窓口から該当部門へ。

・部門の区分けがあっても、学生からするとカウンセラーに話をしたいというよりは、誰かに話を聞いてほしいという傾向もあるのではないかと。

・大規模大学では、部門の細分化がされており役割が分かれているため、学生の状況に応じて対応している。

【まとめ】

コロナ禍により、対面授業回避等のこれまでとは異なる配慮希望の傾向が見て取れる。今後は、合理的配慮のスタンダードが変化していくことも考えられるが、慎重に検討していくことが求められる。

また、精神的な支援については、対応部門の区分けが課題となっているケースもある。大規模大学は役割が細分化するメリットもあるが、その反面生じる課題もあり、大学の規模ごとに色合いは異なることが分かった。

その他、アセスメントの大切さ、コロナを理由にして学びの本質から逸脱しないよう今後も対応・検討を行っていく必要があることなどを確認した。

第 27 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

| | | | | | |
|--|------------------------------|------|-----|--------------|---------|
| 分科会 | E | 参加者数 | 8 名 | 会場 | オンライン開催 |
| テーマ | 障がいのある学生のキャリア支援 ―社会への移行を考える― | | | | |
| 司会 | 力士勝（京都精華大学） | | 記録 | 鶴野恵子（桃山学院大学） | |
| 記 録 | | | | | |
| <p><分科会の概要></p> <p>本分科会は、修学支援もふまえた就職活動に至るまでの準備過程での支援や、企業等への接続・移行支援にもさまざまな課題があることから、大学から社会への社会移行期における各大学の支援の現状や課題について意見交換を行う分科会とした。</p> <p><参加者></p> <p>8 大学より 8 名が参加した（私立大学 8、うち短期大学もしくは短期大学を併設 3）。</p> <p><内容></p> <p>以下、分科会で情報共有した話題を記載する。</p> <p>「大学から社会への移行期に抱える課題と現状」</p> <p>【社会移行に向けた情報提供について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会移行支援のどの段階でどのように情報発信を行っていくか。 ・社会移行の接続先（企業ほか就労移行支援事業所等）の情報収集とマッチングの難しさ。 ・学内のガイダンスやセミナー情報をどのような内容で提供し、活用していくか。 ・外部の事業所を招いてのイベントやセミナーの経費、謝金はどの程度かかっているか。 ・社会への段階的な移行についての可能性も示す大学独自のセミナーを開催している。 <p>【学生本人や保護者への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般枠では難しい見立てであるが、障がい者枠を希望しない学生と保護者への対応が難しい。 ・障がい者枠を利用することへの抵抗感とどう向き合うか。（障がいの開示と本人の意向） ・本人の情報開示に関して、本人と保護者の意見が合わないときの支援の方向性をどうするか。 ・メンタルに配慮が必要な学生が増加。キャリア支援でどのように関わっていけばよいか。 <p>【外部機関との関係構築について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学として外部機関（実習先や接続先等）との信頼関係の構築に苦慮している。 ・専門職養成校や資格取得課程のある大学では、実習時点で困難があれば卒業単位に関わると同時に、学生の進路選択が狭まる可能性も高い。 ・障がい開示を希望した学生が、障がい理解への反応がにぶい企業で理解が得られるかを懸念。 ・修学支援や他の職務を兼務しながらのキャリア支援に限界を感じている。 <p>【関連部署間の連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援部署が窓口となって障がい支援担当等と連携は密に取っているが、担当者レベルでの共有にとどまり、組織としての枠組みはまだ整っていない。 ・個人レベルの支援体制では担当者の異動による影響が大きい。 | | | | | |

<まとめ>

・学内連携、ケース会議など決まった支援体制を構築されている大学はまだ少なく、個人レベルでの情報共有によって支援者がつながっている状況がうかがわれた。

・学生本人の気づきや受容のきっかけとなるようなセミナーの案内や、チラシの掲示に工夫をこらすなど、一般の学生に対しても段階的な社会移行が必要な場合もあることに気づいてもらうようための取り組みがあった。また、アセスメントツールを用いて保護者と一緒に見ていくことで、本人の受容に活用することも有効である。

・移行セミナーやコミュニケーション講座などはスポット的に行うだけではなく、就活へ向けた一連の流れの中で行っていく必要がある。修学支援の延長線上に就労支援があり、日頃よく関わっている職員からの情報を共有しながら、キャリア支援を行っていくことも必要。

・外部接続先の情報は職員自ら連絡や見学を行うなど、どのような支援メニューがあるか、また適切な担当者があるかなどの情報収集も学生支援のためには必要。支援者がどれだけの情報提供ができるかということによって、学生への関わり方や支援のあり方が変わってくる。

・コロナ禍において学生とのコミュニケーションに制限がある中で、なかなか連絡が取れないケースや、メール・対面・リモート等の相談ではうまくいかないケースについて、「クラスルーム」へのコメント書き込みから支援につながった事例があり、学生へのコミュニケーションツールを一つでも多く増やすことが有効である。

以上